

乗り継ぎ乗車制度

次の指定バス停留所で他の路線に乗り継がれる場合、先のバス・乗合タクシーで運賃をお支払の際に、乗り継ぎの申し出により乗務員から受け取っていただいた乗継券で、乗り継ぐバス・乗合タクシーに乗車することができます。

指定バス停留所

小荒路、マキノ駅、マキノ支所前、近江中庄駅、近江今津駅、保坂（旧今津西小学校前）、朽木学校前、朽木支所前、安曇川駅、下古賀、近江高島駅、新旭駅

※乗継券で乗り継いだバス・乗合タクシーから連続して乗り継ぐ場合、乗継券は発行されません。

※紛失の場合や乗り継いだ先のバスで、再度乗継券を受け取ることはできません。

※同じ路線への乗り継ぎはできません。

※指定バス停留所以外では発行されません。

※朽木線、若江線への乗り継ぎは、次の方法でご利用いただけます。

朽木線、若江線への乗り継ぎの方法

①事前準備

乗合バス利用促進券が必要ですので、予め乗車区間の起点あるいは終点が指定バス停留所の利用促進券を、都市政策課または各支所、新旭振興室で申請してください。

※乗合バス利用促進券がない場合には、乗り継ぎはできません。
(ただし、運賃220円以下の区間は除きます。)

②バスご利用時

他の路線から朽木線、若江線のいずれかに乗り継がれる場合、他の路線のバス降車時に利用促進券を乗務員に見せ、乗継印を押してもらいます。乗り継いだ朽木線、若江線のバス降車時には、乗継印を押してもらった利用促進券を乗務員に渡します。

※朽木線、若江線において、利用範囲が市外に及ぶ場合、市外区間の運賃は利用者の負担となります。乗務員から告げられた運賃を運賃箱へ入れてください。

※運賃220円以下の区間を乗り継ぐ場合は、降車するバス停を乗務員に申し出て乗継券を受け取ってください。

定期券での乗り継ぎについては、次の方法でご利用いただけます。

市民の通学、通勤利用に際し、同じ乗り継ぎ指定バス停留所を起終点とする2路線を利用される場合に限り、いずれか低い方の定期代を助成します。

①事前準備

在学または勤務先がわかるもの

②定期券購入時

(ア) 同じ乗り継ぎ指定バス停留所を起終点とする2路線分の定期券のうち、いずれか高い方の定期券を利用者が購入します。

(イ) もう一方の低い方の定期券を利用者が購入する際、上記(ア)で購入した高い方の定期券と在学、または勤務先の分かるものを運行事業者に提出します。

(ウ) 運行事業者から低い方の定期券を受け取ります。

③問い合わせ先

〔朽木線：江若交通〕 0740-32-1371

〔若江線：西日本ジェイアールバス〕 0740-22-2152